

# 牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2023.07

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

## ★建設業★ 7月1日から専任技術者の要件が緩和されました！

現在、「施工管理技士等の資格保有」「10年以上の実務経験」「大学や高校の指定学科を卒業後3～5年の実務経験」のいずれかの要件を満たさないと専任技術者になれません。

この要件が緩和され、施工管理技士の二次試験に合格しなくても、1級は一次検定合格（技士補）後3年の実務経験、2級は合格後5年の実務経験で専任技術者になることができます。

※この緩和は、一般建設業のみに適用されます。

施工管理技士の種目に対応する業種は以下のとおりです。

検定種目	緩和対象許可業種
土木施工管理 造園施工管理	左官、とび、石、屋根、タイル、鉄筋、しゅんせつ、塗装、防水、熱絶縁、さく井、水道、清掃、解体
建築施工管理	大工、左官、とび、石、屋根、タイル、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、機械器具、熱絶縁、建具、水道、消防、清掃、解体
電気施工管理	機械器具、消防
管工事施工管理	鉄筋、しゅんせつ、板金、機械器具、熱絶縁、さく井、建具、水道、消防、清掃

とくに機械器具はこれまで、技術士試験合格か実務経験でしか許可が取得できませんでしたが、この緩和により取得しやすくなりました。

### 施工管理技士合格者に対しても緩和

そもそも、施工管理技士の資格で複数業種の要件を満たすことが可能ですが、対象外の業種を追加したい場合、資格を新たに取得するか、実務経験10年を積んで取得するしかありませんでした。それが上表の緩和対象許可業種について、合格後実務経験3～5年で追加取得が可能になりました。

たとえば、1級の建築施工管理技士合格の場合・・・

これまでは「機械器具」「水道」「消防」「清掃」は施工管理技士の資格だけでは許可取得することはできませんでしたが、合格後3年の実務経験を積むことで許可取得が可能に！

令和3年4月1日に技士補制度がスタートしましたので、令和6年8月頃からこの緩和要件に該当する専任技術者が誕生することになります。

業種追加や協力会社さんの建設業許可取得をご検討の事業所様、ぜひご相談ください。  
また、施工管理技士受験のための対策講座受講費用などが助成される制度もあります。

詳しくは牟田事務所まで。



## ★運送業★

### 改善基準告示改正！！に合わせて就業規則の改定！！

2024年問題！ニュースになるほど今は誰もが知っているトピックスです。

時間外労働上限規制の猶予期間終了と併せて改善基準告示が2024年4月1日から改正されます。内容については皆さん既にご存じだと思いますが、この改善基準告示の改正に合わせて皆さんの会社の就業規則の改正も必要になります。

改善基準告示には1年、1か月、1週間とそれぞれ起算日があります。それぞれの起算日から計算した時間が、改善基準告示で定める時間を超えてはいなければ違反とはなりません。

この就業規則と併せて36協定も来年から年間の上限が960時間となります。年度末に慌てる前に今のうちから就業規則、36協定の改訂を進めましょう。

### 今年もGマーク申請が終わりました！

毎年7月1日～7月14日までが受付期間のGマーク今年も無事に終わりました。

来年新たにGマーク取得を目指す営業所や、来年更新で前回特例更新をされた営業所では来年の申請は通常のA更新が必要になります。A更新！？訳わからなくても大丈夫です。今から準備すれば間に合います。コロナ禍で荷主企業さん、協力会社さんとの会議ができなかったこともあると思います。今年はコロナも収まり是非会議を行ってください。1年あれば大丈夫何とかできます。来年更新、新規で取りたい方は是非ご連絡下さい。

ゴールドGマーク（20年継続）目指して取り組みましょう！！



### 働きやすい職場認証

今年も働きやすい職場認証の受付が始まりました。

星一つと星二つの申請受付期間は**7月18日～9月15日**まで。

年々認証件数が増え、昨年までのトラック事業者の認証事業者数は全国で2398社、**愛知県は288社で全国第1位**となっています。

今年から星三つの申請がスタート！

星三つを取得できるのは全事業者のおよそ一割とされていますが、牟田事務所でお手伝いさせていただいている事業者様にとっては、そんなにハードルは高くありません。

昨年、星二つを取得していただいた事業所様には今年、星三つに挑戦していただいています。

2020年にスタートして4年目、認証マークもだいぶ浸透してきたのではないのでしょうか。

街のトラックにもGマークと並んで働きやすい職場認証マークが貼られているのを見かけます。今後さらに認証取得にチャレンジする事業所が増えると予想されます。

いきなり星二つは取れません。どの事業者も星一つからスタートです。様子見でチャレンジしていなかった事業所様もまずは星一つ目指してみませんか。

まだ間に合います！ぜひご連絡ください。



## ★産廃処理業★

### 便利がいっぱい！ ツミホ（積替え保管）

収集運搬を委託された産業廃棄物は排出場所からまっすぐ処分場へ持っていかないといけません。一度、我が社の資材置場に持ち帰って保管する、品目ごとに積み直して処分場へ運ぶ、といったことができると便利だと思いませんか？

収集運搬を委託された産業廃棄物を処分先以外で一旦下ろしたり、一時保管するためには「積替保管」の許可が必要です。収集運搬業の許可の一部ですが、こんなメリットがあります。

#### ツミホのメリット

- ・収集運搬してきたものを有価物と廃棄物に選別して有価物を売却する
- ・廃棄物を一定量ためてから運搬することで運送コストの削減・環境負荷低減
- ・混合廃棄物を品目ごとに選別して処理コストを削減

「じゃあ、うちの資材置き場空いてるスペースあるから、さっそく**ツミホ**しようか」なんて簡単にはいきません。積替え保管の許可を取るのが難しいか、そうでないかは**場所**によります。県（又は政令・中核市）の許可申請をする前に各市町村の条例に基づいた手続きが必要になる可能性があり、周辺住民への説明会や同意が得られないと条例手続きが完了しないなど、業許可よりも厳しい要件を備えている市町村が多くあります。

「うちの資材置場はどうだろう？」と思われたらぜひご連絡ください。調査いたします！

### 産廃処理業優良認定

先日、「うちもそろそろ優良認定取りたいんだけど」ってご相談をいただきました。

「取引先さんから言われたんですか？」と聞くと「いや、**そうゆう時代じゃん！**」って素敵♡ なんとかその気持ちに答えたいところですが、なかなかスグ取れないのが優良認定です。

まず、要件が整っていても「インターネットへの公表が半年以上」ないと申請ができません。ISOやエコアクションの認証取得も未だとなると更に時間が必要です。

#### ISOよりはエコアクション21

ISOは事務員さんを1名専任で付けないとやれないと言われるほど煩雑ですが、エコアクションは比較的取組みやすい認証制度です。優良認定以外にも競争入札や融資の優遇などのインセンティブがあります。認定取得には3～6カ月以上の取組み結果を提出し、申請から認証まで2～3ヶ月とトータル1年は時間が必要です。

また、優良認定の申請は許可更新時にしか申請をすることができません。今回ご相談いただいた事業所様はつい先日、更新申請をしたばかり・・・。

制度がスタートしてちょうど10年。会社の様々な情報を公表しなくてはならず、なかなか積極的にオススメしてこなかったのを反省しています。

遅くとも更新許可期限の1年半前には準備を始めなくてははいけません。

「**そうゆう時代**」です。牟田事務所が全面的にお手伝いしますので、

ぜひチャレンジしてみませんか？



## ★国際業務★

先日、こんなご相談がありました。



もともとウチで特定技能として働いていたベトナムの子が家族の都合で帰国したんだけど、やっぱり日本で働きたいって相談があってどうしたらいいかな？



帰国の際に再入国申請はされましたか？



一時帰国とかじゃなくて、戻ってこない予定だったから、なにもしてないんだよね……。あ、国交省の就労管理システムはちゃんと退職報告したよ。

国交省の就労管理システムは一時帰国でも退職報告をしなくてはいけない決まりなので、ちゃんと手続きしていただけていて安心です。しかし、困りましたね……。再入国申請をしていないと在留資格の認定申請（あらたに認定を受ける）をしなくてははいけません。



そっか～、国交省も改めて認定取らなきゃいけないし、入管も新規で手続きしないといけないとなると、だいぶ時間かかるね……

そうですね、いまから始めても半年以上かかってしまいます。雇用契約や条件書への署名や、現地での健康診断受診なども必要です。



しょうがないよね～。本人にそう話してみるわ。また手続きお願いね！

特定技能制度がスタートして2年、コロナが明け、やっと帰国できるようになった方や脱退一時金取得等のために一時帰国する方などが多くいらっしゃいます。

しかし帰国後、日本に再入国できないトラブルが多発！原因は、上記で記載した再入国申請を行っていなかった、もしくは特定技能外国人の受入れの際にそれぞれの国と日本政府が結んでいる二国間協定が適切に手続きされていなかったなど。

そもそも特定技能外国人が一時帰国を申し出た際は、原則「年次有給休暇」で対応することとされています。脱退一時金取得時や年次有給休暇の日数だけでは賄えないなどの事情があるときは退職とし国交省の就労管理システムで「退職報告」を！年次有給休暇での帰国でも、退職での帰国でも「再入国申請」です。お忘れなく。

